第九十一条に次の一号を加える。

七　スロバキア協定

第九十三条に次の一号を加える。

十七　スロバキア協定

第九十六条の表に次のように加える。

十七	スロバキア協定 第二十五条1	スロバキア実施機関

第百五条、第百八条、第百十九条第一項及び第三項、第百二十三条第一項及び第三項並びに第百二十七条第三項中「又はルクセンブルク協定」を「、ルクセンブルク協定又はスロバキア協定」に改める。

附　則

この政令は、社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第二条に二号を加える改正規定（同条第六十一号に係る部分に限る。）、第五十条に二号を加える改正規定（同条第二十号に係る部分に限る。）及び第八十九条に一号を加える改正規定は、社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○経済産業省令第十四号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十一条第一項の規定による特許料の軽減の申請手続等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月十五日

経済産業大臣　世耕　弘成

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十一条第一項の規定による特許料の軽減の申請手続等に関する省令の一部を改正する省令

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十一条第一項の規定による特許料の軽減の申請手続等に関する省令（平成二十九年経済産業省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十二条第三項の規定による商標権の譲受けの申請手続に関する省令	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十一条第一項の規定による特許料の軽減の申請手続等に関する省令
（特許料軽減申請書の様式）	
第一条　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一項の申請書は、一の申請ごとに様式第一により作成しなければならない。	［削る］
［削る］	［削る］
（審査請求料軽減申請書の様式）	
第二条　令第四条第一項の申請書は、一の申請ごとに様式第二により作成しなければならない。	［削る］
（特許料軽減申請書等の添付書面の省略）	
第三条　令第三条第一項又は第四条第一項の申請書（以下「特許料軽減申請書等」という。）に添付すべき書面を他の特許料軽減申請書等の提出に係る手続において既に特許庁長官に提出した者は、当該他の特許料軽減申請書等に添付した令第三条第一項に規定する申請に係る特許発明が承認地域経済牽引事業の成果に係る特許発明又は当該特許発明を実施するために承認地域経済牽引事業計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明であることを証する書面及び承認地域経済牽引事業計画の写し並びに令第四条第一項に規定する申請に係る発明が承認地域経済牽引事業の成果に係る発明又は当該発明を実施するために承認地域経済牽引事業計画に従って承継した特許を受ける権利に係る発明であることを証する書面及び承認地域経済牽引事業計画の写しに変更がないときは、特許料軽減申請書等にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる。ただし、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該書面の提出を命ずることができる。	1　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第二十二条第三項の規定により商標権の譲受けの申請をする組合等（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第七条の二第一項に規定する組合等をいう。次項において同じ。）は、様式による申請書一通及びその写し一通を、法第二十二条第一項に規定する一般社団法人（次項において単に「一般社団
（商標権の譲受けの申請）	
第四条　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第二十二条第三項の規定により商標権の譲受けの申請をする組合等（商標法第七条の二第一項に規定する組合等をいう。次項において同じ。）は、様式第三による申請書一通及びその写し一通を、法第二十二条第一項に規定する一般社団法人（次項において単に「一般社団法人」という。）に係る地域	